

## **[事案 28-173] 契約解除取消請求**

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

不告知事項とされた P S A 検査は、自発的に実施したものであること等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 3 月に契約した医療保険について、契約前に受けた P S A 検査につき告知していなかったことから告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) P S A 検査は、自覚症状もない中、自発的に行ったものである。
- (2) 医師からは、検査結果は疑いのある数値ではなく、触診の結果も異常が見られないと告げられた。
- (3) 投薬、治療を受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 23 年 2 月以降、継続的に P S A 検査を受けており、いずれの検査においても高値を示している。
- (2) 申立人は、平成 23 年 4 月に「前立腺がんの疑い」と病名を告知されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望せず、募集人は退職済みであるため、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約解除の取消しを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。